

第 532 回琵琶湖海区漁業調整委員会結果概要

第18期第532回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

開催日時 平成20年8月7日(木) 14:00～15:40

開催場所 滋賀県庁本館 4階 4A会議室

出席者 委員 7名、水産課 3名、水産試験場 1名、事務局 5名

傍聴者 0名

・ 諮問事項

・ 漁業権免許の適格性の審査および免許の可否について

漁業免許の適格性審査と免許の可否について、漁業法第12条に基づき、知事より諮問がなされました。

平成20年5月14日付け滋賀県告示第311号で公示された第1種区画漁業権および第2種共同漁業権にかかる漁場計画に対し免許申請のあったものについて、免許の可否を問うもので、漁業法第14条の規程に基づく適格性を有すると認められ、委員会としても異議なく同意されました。

今後の予定

免許予定日：平成20年9月1日

・ 協議事項

・ 遊漁者によるピワマス等引縄釣の届出制に関する委員会指示について

遊漁者によるピワマス等引縄釣の届出制に関する委員会指示について協議したところ、委員会として同意されました。指示の施行は、遊漁者や関係者への周知期間を考慮し、ピワマス禁漁期(10月1日～11月30日)の終わる平成20年12月1日からとなっています。

【 指示の概要 】

遊漁の届出

- ・ピワマス等の採捕を目的とした引縄釣を行おうとする遊漁者は、委員会に届出を行わなければならない。
- ・届出をした遊漁者が、引縄釣を行う時には、委員会から交付される届出済証を携帯しなければならない。
- ・届出内容に変更が生じた場合、委員会に変更を申し出なければならない。

採捕報告書の提出

- ・届出をした遊漁者は、遊漁期間終了後速やかに、委員会あてに採捕状況を報告しなければならない。

指示の期間

- ・平成20年12月1日～平成21年9月30日

委員の意見等

意見 : 届出制を導入することで、漁業被害を減らせることが可能と考えるのか。
届出制を導入することで、琵琶湖で様々な漁業が操業されていることを遊漁者に周知することができ、漁業被害を減らせるのではないかと考える。

・報告事項

・アユの資源状況について

水産試験場から、アユの資源状況について報告がありました。概要は以下のとおりです。

- ・7月の魚探調査における魚群数は、平年比の2.4倍であった。
- ・魚群の分布は、延勝寺沖～白髭沖の水域で多く認められた。